

防犯カメラ利用契約書

システム利用者、xxxxxxx 以下、「甲」という) と、
システム提供者、みんなの防犯堂 平山 猶之 (以下、「乙」とする) は、乙が提供する機材を含む
防犯カメラシステム (以下、「本システム」という) についての、利用契約
(以下、「本契約」とする) を結託する

第一条 (目的)

乙は、甲に対し、本システムを貸与し、甲は本システムを利用するものとする。

第二条 (利用料)

本システムの利用料は、見積書 (別紙) に記載の金額とする。

- ①月額利用料は、銀行振込みにより、甲から乙に支払われるものとする
振込手数料は甲の負担とする
但し、口座振替・クレジットカード決済時の手数料は乙の負担とする
- ②返却時の機材送料は甲の負担とする

第三条 (契約期間)

本システムの利用契約期間は、契約日から x x ヶ月とする。期間満了の 3 日前までに
甲乙いずれからも書面による異議がなされないときは期間満了の翌日から起算して
同一内容にて更に 1 ヶ月延長されるものとし、それ以降も同様とする。

第四条 (本システムの管理)

甲は本システムを、善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとする。

- ①本システムの所有権は乙に帰属する
- ②甲は本システムについて、第三者への譲渡、賃貸、貸与、担保に供してはならない

第五条 (本システムへの対応)

乙は、本システムのメンテナンスを行う責めを負わないものとする
以下の、各号は甲の負担とする。

- ①甲の要求により、行われたメンテナンス費用及び交通費
- ②甲の故意又は過失により生じた、本システムの不具合に係るメンテナンスに伴う費用
- ③汚れ、気象現象、動植物等による、本システムの正常な動作を阻害する
原因となる事象の除去
- ④本システムが正常に動作しているかの確認
- ⑤システム障害時の電源管理
- ⑥故障・不具合発生時の交換作業とその費用

第六条 (故障・紛失)

本システムの自然消耗による、機材故障時の機材費用は原則として乙の負担とする。
機材交換に伴う人件費、工事費等は、甲の負担とする。
但し、以下の各号は甲の負担とし、乙は以下の各号による機材の損害 1 台あたり
金 5 万円を甲に請求するものとする。
甲は、乙に保証料を支払っている場合に限り、契約期間中 1 回まで
以下の各号も乙の負担とする。

- ①天災・事故・盗難・過失等による、自然消耗以外の機材故障と紛失

第七条 (通知義務)

甲は所在地、電話番号、社名等の情報に変更が生じた場合速やかに
乙に書面により通知すること

第八条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、事前に乙の書面による合意なくして、本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならないものとする。

第九条（秘密保持）

甲は、本契約の履行にあたり、乙より提供された技術上の情報又は営業上の情報を第三者に開示または漏洩してはならない。また、本システムの封印を外してはならない。

第十条（解約）

甲及び乙は、本システム取付日より××ヶ月を超えた利用において、相手方に対する書面による3日以上前の予告をすることにより、本契約を解除することができる。

第十一条（途中解約）

甲は、途中で契約を解除する場合は、書面による予告をし途中で契約を解除することができる。但し、契約日数が残っている場合は、残り契約月数×月額利用料×0.95の違約金を甲は、乙に支払うものとする。

第十二条（解除及び期限の利益喪失）

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。なおこの場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ①本契約又は個別の契約一つにでも違反したとき
- ②災害、戦争、労働争議等、本契約又は、個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ③その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
- ④相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき

第十三条（反社会的勢力の排除）

- (1) 甲又は乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴集団、その他これらに準ずる者をいう。以下に同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (2) 甲又は乙、は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を棄損し、業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

- (3) 甲又は乙は、第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。

- (4) 甲又は乙は、本条各項の規定により本契約を解除した場合に、損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第十四条（特記事項）

乙は以下の、各号の責めを負わないものとする

- （1）本契約の解除又は本契約の解約時又は本システムの移設時の、本システム撤去後に残った取り付け痕、設備等の原状回復について
- （2）本システムに故障、その他不具合が生じ本システムが停止した場合、その間に甲が犯罪被害、その他事故等にあった場合も、甲は乙にその損害を請求することはできないものとする
- （3）本システムに起因する、事故、災害等による損害
- （4）モバイルネットワークの障害による、本システムの動作障害
- （5）ライブ監視の動作保証について（複合要因で接続環境が変化するため）

第十五条（著作権）

本システムを利用し、撮影されたデータのすべての著作権は乙に帰属するものとする
但し、甲は撮影されたデータの全てを、乙の承諾なく自由に利用することができる

第十六条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約又は個別契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、x x 地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

第十七条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。本契約締結の証として本契約書 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲 名称

代表者 印

住所

乙 名称

代表者 印